（対象者の意見表明等）

第二十五条　法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

六　当該発行者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組を行っている場合には、その内容

七　［略］

［２～４　略］

（撤回条件から除外される場合）

第二十六条　令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

［一～六　略］

七　令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項　当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の株券等の発行者の総株主等の議決権の数に公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいい、第三条第二項各号に掲げる者を除く。）の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

［八～十二　略］

［２・３　略］

４　令第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権を行使することができる事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を対象者の業務執行を決定する機関が行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合であって、当該機関が当該決定を維持する旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をしたこと。

二　対象者の業務執行を決定する機関が対象者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（当該取組として行う事項が当該事項に係る第一項各号に掲げる基準に該当するものを除く。）を行う旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をしたこと。

（対象者の意見表明等）

第二十五条　［同上］

［一～五　同上］

六　当該発行者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを行っている場合には、その内容

七　［同上］

［２～４　同上］

（撤回条件から除外される場合）

第二十六条　［同上］

［一～六　同上］

七　令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項　当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

［八～十二　同上］

［２・３　同上］

４　令第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権を行使することができる事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を対象者の業務執行を決定する機関が行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合であって、当該機関が当該決定を維持する旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をした場合とする。

［号を加える。］

［号を加える。］